

コピーをハウスメーカーへ提出してください
原本は譲受人(転得者)へお渡しください

転得住宅に関する保証書

「分離発注」や「JV」の場合は、全ての住宅供給事業者ごとに本書が必要となるのでご注意ください

住宅の転得者 (甲)	住 所*	東京都港区虎ノ門4-5-6
	氏名または名称	じーめん 花子
対象住宅	所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 対象住宅買主(甲)の住所と同じ

※甲が対象住宅に居住する場合は、保証書を入居前に作成する場合であっても、対象住宅の所在地としてください。

- 乙は、対象住宅の瑕疵または隠れた瑕疵に関して、株式会社ハウスメーカーと締結している住宅瑕疵担保責任保険契約(以下「保険契約」といいます)により保険金の支払対象となる損害の範囲において、甲に対して以下の保証(以下「本保証」といいます)を行います。
- この保証書で使用する用語の定義は、ハウスメーカーと締結した保険契約の普通保険約款と付帯した特約における定義に従います。

保証内容	乙は、対象住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵または隠れた瑕疵に起因して、保証期間中に構造耐力上主要な部分等が基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合に修補または損害賠償を行います。なお、保証は乙が第一取得者に対して請負契約または売買契約に基づいて締結している保険契約が対象としている瑕疵担保責任の範囲に限るものとします。
保証期間	この保証書の作成日から保険付保証明書(転得者用)に記載された保険期間の終期までの期間。ただし、保証書が甲が対象住宅を取得した日より前日付で作成されている場合は、甲が住宅を取得した日から開始するものとし、甲が対象住宅を売買等により第三者に譲り渡した場合は、その時をもって本保証は終了するものとします。
保証限度額	保険契約により保険金の支払対象となる損害額
保証の範囲等	支払事由ごとに保険金の支払対象となる損害の範囲

(注)対象住宅を甲から売買等により譲り受けた者に対してはこの保証は引き継がれません。

20 19 年 2 月 10 日

保証者(乙)

作成日

住 所 東京都港区西新橋1-2-3

商号または名称 株式会社 新橋工務店 代表取締役 新橋 太郎

捺印